

# 次世代に 誇れる浦安を!

浦安市議会議員

## 柳 さいちろう (無所属)

Profile 柳 毅一郎(やなぎ さいちろう)

1984年東京に生まれる。明治学院高校、早稲田大学商学部卒業。大学在学中は弁論サークル早稲田大学雄弁会に所属。政府系金融機関勤務の後、2011年4月に浦安市議会議員に初当選。2019年に3期目の当選。現在、総務部、企画部、財務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局を所管する総務常任委員会の委員長、議会運営委員会では副委員長の職責を務めています。

### ● 宿泊税条例について



総務常任委員会として10月9日に金沢市へ宿泊税を調査するため、行政視察に行き参りました。宿泊税とは、都内のホテル又は旅館に宿泊する方に課税される法定外目的税です。宿泊税の税収の使途は総務大臣との協議・同意が必要となり、主に都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。全く関係のない事業や優先度の低い事業に支出することはできません。



▲金沢市は宿泊税を4月から導入

金沢市では全ての宿泊施設が対象で、1人1泊につき、宿泊料金が2万円未満の場合は200円、2万円以上の場合は500円が課税されます。徴収については、ホテルなどが宿泊者から徴収し、市へ納付するものとなります。

金沢市は年間約7億2千万円の増収を見込んでおり、本年度は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充ててい

金沢市は本年4月1日にこの宿泊税を導入しました。宿泊税の導入は東京都、大阪府、京都市に続いて全国4例目(11月1日に実施する北海道の倶知安町で5例目)となります。

るとのことです。

近年、浦安市への観光客も増加し、市としても観光客に対応するための費用も増加しております。市内ホテル・旅館の総客室数も現在11,607室を数え、2016年から現在までの短期間で実に2,955室も増加しております。様々な観光客に対応するための本市の費用負担については、市外の方より適切に負担していただく必要があるのではないかと思います。今回、導入手法やスケジュール等を勉強することができ、非常に有益な視察となりました。

### ● 改正動物愛護管理法について



動物虐待の罰則強化などを盛り込んだ改正動物愛護法が本年6月に成立しました。

改正では、子犬・子猫の販売ができない期間を生後49日以下から56日以下に拡大し、販売業者に対し捨て犬や捨て猫を防ぐマイクロチップ装着義務化などが盛り込まれました。

また「殺傷、虐待・遺棄罪の厳罰化」は、殺傷が「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」に厳しくなり、虐待・遺棄は罰金100万円に「1年以下の懲役」が加わることとなりました。

9月議会で調査したところ、マイクロチップについては、本年8月末現在、本市に登録のある飼い犬5,770頭のうち、927頭がマイクロチップを装着しており、全体の16%程度となっています。また、飼い猫につきま

しては、登録義務がないことから、詳細な把握ができておりませんが、先般、市内の動物病院の協力により、猫の飼い主対象に行ったアンケートでは、装着率が回答全体の20%弱という集計結果が得られています。

市としても、マイクロチップの装着により、災害時や事故の際の飼い主への返還率向上や、無責任な遺棄の防止等につながるなど、その有効性をさらにPRしてほしいと考えています。

また今回の法改正は、インターネット上での動物の虐待動画が後を絶たないことや、一部の繁殖業者による劣悪な環境での飼育、無責任な遺棄といった、虐待事件の増加などを背景に、より厳罰化されたものです。本市では、これまで、適正飼育や動物虐待に関し、広報うらやすやホームページ等を通じて、広く市民に周知してきましたが、今回の法改正の主旨などを踏まえ、引き続き、効果的な周知啓発活動に努めてほしいと思います。

## 改正動物愛護管理法のポイント

犬猫へのマイクロチップ装着の義務

生後56日を経過しない犬猫の販売禁止

動物虐待の厳罰化

殺傷は現行の2年以下の懲役  
(または200万円以下の罰金)から、

→ 5年以下の懲役  
(または500万円以下の罰金)へ

## ● 公民連携を進める仕組みを！ ～企業と行政のニーズをマッチング～

今後、行政が複雑多様化する行政課題に的確かつ効率的に対応するためには、公民連携を強化する必要があると考えております。

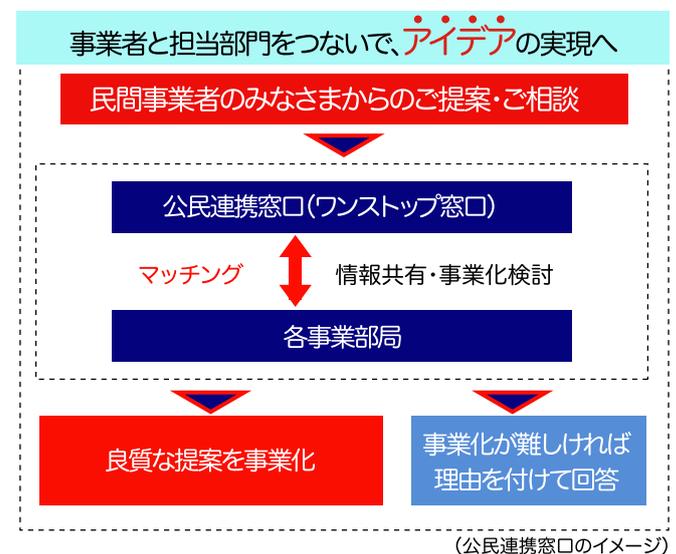
政府も、公民連携を成長戦略としても位置付け、次々と指針、アクションプラン等を出し、民間も様々、パブリックセクターとの協同を求めています。そのような中、民間企業は、市役所のどこに相談していいかわからないという課題を持ち、一方、市役所ではもっと民間と連携したいという想いを抱いています。そのため市役所と民間を上手く結びつける取り組みを本市

でも進める必要があるのではないかと感じました。そこで、先の9月議会では、民間と市役所の連携を推進するワンストップの『公民連携窓口』について提案させていただきました。

全国の事例を見ると「公民連携窓口」として横浜市の「共創フロント」を始め、公民戦略連携デスクというワンストップ窓口を設置している大阪府。ソフト、ハード全ての事業を公表して民間からの提案を募っている我孫子市。我孫子市を参考に充実した事務局体制と、さらにトップである首長を含めた公民連携推進本部会議を常設し、専用窓口で公民連携のアイデア募集するさいたま市。こういった既存事業への改革を進める自治体の取り組みを見るに付け、浦安市も公民連携の仕組みについてもっとよりよきものにできないかと思いました。

今回、提案の回答は『公民連携を総合的に推進していく「ワンストップ窓口」につきましても、他の自治体の取り組みなどを参考に、設置の必要性などを判断していきたい』とのことでした。

今後、行政負担が増加することが明らかなため、予算を掛けずに大きな成果を得られる観点からも是非、継続調査してほしいと要望いたしました。



柳きいちろうへの連絡はこちらからお願いいたします。

住所 / 279-0013

浦安市日の出 1-3-3-1203

TEL / 050-3630-8791

E-mail / kiichiro.yanagi@gmail.com